

千葉市生ごみ減量処理機購入費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを減量するための生ごみ減量処理機（以下「処理機」という。）を購入し、自己の居住する場所に設置した者に対し、予算の範囲内において、その購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量・資源化を促進するとともに市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に規定する処理機は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。ただし、千葉市生ごみ肥料化容器購入費補助金交付要綱第2条で規定する機器及びディスポーザー等の排水口に直接取り付ける機器を除く。

- （1）家庭から排出される生ごみを微生物の活動又は乾燥装置により消滅させ、又は減量することを目的に製造された機器であること。
- （2）新品（過去に購入され、又は使用されていない機器）であること。

（補助の対象要件）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者で、処理機を購入した者に対し、補助金を交付する。

- （1）本市に住所を有し、かつ居住すること。
- （2）処理機を継続して適切に使用し、処理物の有効活用ができる見込みがあること。
- （3）使用状況等の調査に応じられること。

2 前項の規定にかかわらず、処理機の購入について、第5条第1項の申請及び請求の日前5年以内に他の補助制度の適用を受けた者については、この要綱の規定は適用しない。

（補助額等）

第4条 補助金の額は、処理機1基当たり、購入価格（消費税相当額を含む。本体と基本材や微生物等がセットで販売されており価格の分割ができない場合はその購入代金をいう。ただし、運搬費、設置費等の費用は含まない。）の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、35,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象となる処理機の購入は、同一住居当たり1基（ただし、二世帯住宅等複数の台所を有する住居はこの限りでない。）を限度とする。

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ減量処理機購入費補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）本市内に住所を有することを証明するために必要な書類
- （2）処理機を購入したことを証するもの（領収証（書）等の写し）又は生ごみ減量処理機販売報告書（様式第2号）
- （3）振込先が確認できるもの（通帳の写し等）
- （4）その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請及び請求は、処理機を購入した日から起算して1年以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条第1項の申請及び請求があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付し、又はしない旨の決定をするものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、生

ごみ減量処理機購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第 3 号）により申請者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、生ごみ減量処理機購入費補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に速やかに通知するものとする。

4 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法による。

（決定の取消し等）

第 7 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付し、生ごみ減量処理機購入費補助金交付取消通知書（様式第 5 号）により補助金の交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の交付を受けた申請者にその返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた申請者が、処理機を販売者に返品しようとする場合には、速やかに市長に報告し、市長が定める期限までに交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（補助金の再交付申請）

第 9 条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けた日から 5 年を経過した後でなければ、再び補助金の交付を申請することができない。

（現況調査）

第 10 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、処理機の設置場所へ立ち入り、現況調査を行うことができる。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、同年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の施行の際現に改正前の千葉市生ごみ減量処理機購入費補助金交付要

綱第 14 条第 1 項の指定を受けている者の当該指定に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式については、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式については、当分の間、使用することができる。

(あて先) 千葉市長

$$\overline{\text{T}}$$

申請者 住所
フリカナ
氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

記

1 補助金交付申請（請求）額 円

2 購入した生ごみ減量処理機

メーカー			機種	
購入価格 (税込)		円	設置年月日	年 月 日
種別	乾燥減量型 (電気式)	☐ 生ごみの攪拌を電動で行い、乾燥処理させるもの ☐ 生ごみの攪拌を電動で行い、微生物等により分解処理させるもの ☐ 生ごみの攪拌を手動(処理機のハンドル等)で行い、電気で温めながら微生物等により分解処理させるもの		
	分解消滅型 (バイオ式)	☐ 生ごみの攪拌を手動(処理機のハンドル等)で行い、微生物等により分解処理させるもの ☐ 生ごみの攪拌を手動(シャベル等)で行い、微生物等により分解処理させるもの		
購入した販売店		☐ 市内店 ☐ 市外店 ☐ インターネット、通信販売		

3 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協			本店 支店
口座番号		口 座	普 通 ・ 当 座	
フリガナ				
名義人				

4 添付書類

- (1) 千葉市内に住所を有することを証明できるもの（下記のうちのいずれか一つ。）
☐ マイナンバーカードの写し（表面） ☐ 運転免許証の写し
☐ 健康保険証の写し ☐ その他（ ）
- (2) 処理機を購入したことを証するもの（領収証(書)等の写し）又は生ごみ減量処理機販売報告書(様式第2号)
- (3) 振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

生ごみ減量処理機販売報告書

(あて先) 千葉市長

販売者 所在地

法人名 印

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス @

次のとおり家庭用生ごみ減量処理機を販売しましたので報告します。

購入者名	
販売年月日	年 月 日
販売価格 (消費税込みの額)	円
メーカー名	
機 種	

千葉市指令 第 号
年 月 日

生ごみ減量処理機購入費補助金交付決定兼額確定通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付で申請及び請求のあった生ごみ減量処理機購入費補助金交付について、下記のとおり交付決定したので、千葉市生ごみ減量処理機購入費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 補助金交付確定額

_____ 円

3 購入する機種及び
購入価格（消費税込みの額）

4 交付条件

購入後、処理機を他の者に貸与、譲渡及び売却をすることはできません。

5 その他

返品しようとする場合には、速やかに市長に報告し、市長が定める期限までに受領した補助金を返還してください。

生ごみ減量処理機購入費補助金不交付決定通知書

住 所

氏 名

様

千葉市長

印

年 月 日付で申請及び請求のあった生ごみ減量処理機購入費補助金交付について、下記の理由により不交付決定としたので、千葉市生ごみ減量処理機購入費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

千葉市指令 第 号
年 月 日

生ごみ減量処理機購入費補助金交付取消通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定した生ごみ減量処理機購入費補助金について、下記の理由により取り消したので、千葉市生ごみ減量処理機購入費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____円

2 取消しの理由